

新潟市民プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 一

新潟市規則第 49 号

新潟市民プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟市民プラザ条例施行規則（平成 5 年新潟市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表音響の部テープレコーダー（オープン）の項及びレコードプレーヤーの項を削り、同部中「CDプレーヤー」を「CDプレーヤー・MDレコーダー」に、「DAT」を「ステレオオーディオレコーダー」に改め、同表映写の部 16 ミリ映写機（附属品を含む。）の項及びスライド映写機（附属品を含む。）の項を削り、同部中「ビデオレコーダー」を「メディアプレーヤー」に改める。

第 2 条 新潟市民プラザ条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額
舞台	所作台（化粧 <small>かまろ</small> 框付き）	1 個	1 回	390 円
	平台小型（箱足・開き足付き）	1 個	1 回	260 円
	平台中型（箱足・開き足付き）	1 個	1 回	260 円
	松羽目	1 式	1 回	1,950 円
	金びょうぶ	1 双	1 回	1,300 円
	銀びょうぶ	1 双	1 回	1,300 円

	めくり台	1個	1回	260円
	緋毛氈	1枚	1回	580円
	長座布団	1枚	1回	260円
	姿見鏡	1個	1回	450円
	司会台	1台	1回	650円
	演台（花台付き）	1式	1回	1,040円
	譜面台	1台	1回	260円
	指揮台	1個	1回	320円
	映写スクリーン	1式	1回	1,950円
	ポータブルダンスフロア	1枚	1回	30円
		1式	1回	6,500円
	展示パネル	1枚	1日	130円
	展示用スポットライト	1個	1日	60円
	フルコンサートグランドピアノ （調律料を除く。）	1台	1回	6,500円
照明	調光装置	1式	1回	2,600円
	作業灯	1式	1回	1,040円
	ボーダーライト（カラーフィルタ	1列	1回	1,040円

ーを除く。)			
第1サスペンションライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回	1,820円
第2サスペンションライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回	1,820円
アッパーホリゾンライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回	1,950円
ロアーホリゾンライト (カラーフィルターを除く。)	1式	1回	1,950円
フットライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回	650円
シーリングライト (カラーフィルターを除く。)	1列	1回	1,560円
フロントサイドライト (カラーフィルターを除く。)	1式	1回	1,560円
ピンスポットライト (カラーフィルターを除く。)	1個	1回	2,470円
ライトスタンド	1個	1回	320円
ベースプレート	1個	1回	190円
スポットライト (カラーフィルタ	1個 (0.	1回	260円

	ーを除く。)	5 kW以 内のもの )		
	エフェクトマシーン	1台	1回	1,430円
	エフェクト附属品	1個	1回	450円
音響	拡声装置 (スピーカーを除く。)	1式	1回	3,250円
	テープレコーダー (カセット)	1台	1回	650円
	CDプレーヤー・MDレコーダー	1台	1回	650円
	ステレオオーディオレコーダー	1台	1回	1,300円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1回	1,560円
	マイクロホン	1本	1回	910円
	マイクスタンド	1台	1回	320円
	プロセニアムスピーカー	1式	1回	1,950円
	天井スピーカー	1式	1回	1,300円
	バトン <sup>29</sup> 吊下スピーカー	1式	1回	1,300円
	ステージスピーカー	1式	1回	1,950円
	はね返りスピーカー	1式	1回	1,300円
映写	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1回	1,040円

	可搬式映写スクリーン	1個	1回	450円
	液晶プロジェクター	1台	1回	1,560円
	メディアプレーヤー	1台	1回	1,300円
電源	持込み機器用電源	1kW	1回	260円
楽屋 等	第1楽屋	1室	1回	2,600円
	第2楽屋	1室	1回	1,950円
	第3楽屋	1室	1回	2,210円
	控室	1室	1回	1,300円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

##### (準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の新潟市民プラザ条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の附属設備の利用について当該利用の許可を受けているものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。